平成２５年（フ）第５９１号
埼玉県川口市南町２丁目６番56号、旧住所埼玉県川口市川口４丁目４番31―609号　第１永谷マンション
破産者　田牧　宏幸
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
神奈川県伊勢原市板戸841番地の６、開始決定時の住所神奈川県秦野市鶴巻南１丁目29番14号
破産者　河毛　周之
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６７号
長野県安曇野市三郷明盛4877番地12
破産者　飯嶋みゆき
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７６号
滋賀県蒲生郡日野町大字佐久良673番地
破産者　北川　　清
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５０１号
大阪府豊中市東豊中町１丁目26番40号
破産者　村井　敏広
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４１号
大阪府豊中市上新田２丁目４番60―202号
破産者　吉田　　央
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５４号
大阪府茨木市大字桑原33番地11
破産者　下大工又男
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９５号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番８―508号
破産者　髙本製作所こと　高本　　睦
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１２号
大阪市東淀川区菅原５丁目５番27号　アミル８―301号、前住所大阪市東淀川区淡路４丁目21番７号
破産者　田頭　豊彦
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８号
堺市北区中長尾町４丁１番28号、開始決定時の住所堺市北区中長尾町３丁１番22号
破産者　ヘアーサロンモトムラこと　本村　繁春
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
徳島市南佐古七番町８番30号　205号、旧住所徳島市佐古五番町４番11号
破産者　林　　英男
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
愛媛県今治市波方町郷甲1294番地、前住所愛媛県今治市波方町小部甲776番地１、前々住所愛媛県今治市波方町岡甲337番地９
破産者　木村　善保
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１５４号
栃木県下野市石橋976番地２　レオパレス愛208、開始決定時の住所茨城県古河市東本町４丁目７番12号　レオパレスソレイユガーデン208号室
破産者　笛木　毅治
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県明石市大久保町西島339番地の１　サンシティ明石江井ヶ島Ⅱ―111号、開始決定時の住所兵庫県明石市藤江1595番地の30
破産者　藤原　伸生
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７号
山口県宇部市大字西岐波4190番地８、開始決定時の住所山口県宇部市大字西岐波237番地14
破産者　中尾　　智
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１３７号
高知市縄手町39番地１　サントノーレ縄手406
破産者　川村　和也
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係